

高齢者虐待対応における専門性

—地域包括支援センターと市の虐待対応担当者の課題—

春 名 苗

京都府内全地域包括支援センター、京都市内全居宅介護支援事業所に質問紙調査を行い、地域包括支援センターと市の虐待対応担当者の専門性について現状を明らかにした。

①地域包括支援センターにおいて、市の虐待対応担当者が専門性を発揮していると回答したのは約3割であり、専門性について懐疑的な回答をしたのは6割以上であった。②ケアマネジャーにおいて、市の虐待対応担当者が専門性を発揮していると回答したのは3割未満であり、専門性について懐疑的な回答をしたのは約4割、ほとんど関わったことがないから専門性はわからないと回答したのは約3割であった。③ケアマネジャーにおいて、担当地域の地域包括支援センター主任介護支援専門員が専門性を発揮していると回答したのは約4割、専門性について懐疑的な回答をしたのは5割であった。

高齢者虐待対応における専門性を高めるために、市の虐待対応担当者が福祉専門職であることの義務化、市の地域包括支援センターへの支援の充実が必要である。

キーワード：高齢者虐待、地域包括支援センター、市区町村、ケアマネジャー、専門性

A questionnaire survey was conducted to all the community general support centers in Kyoto Prefecture and all the in-home care support agencies in Kyoto City for evaluating expertise of the staff members in charge of the cases of elder abuse in the community general support centers and Kyoto City.

1. Approximately thirty percent of the community general support centers gave positive responses for the expertise of staff members in charge of the cases of elder abuse, whereas more than sixty percent gave negative replies.
2. Less than thirty percent of the care managers gave positive responses for the expertise of staff members, approximately forty percent gave negative responses, and approximately thirty percent gave responses without any evaluation due to almost no cooperation with the staff members.
3. Approximately forty percent of the care managers gave positive responses for the expertise of the chief care support staff members in community general support centers, whereas fifty percent gave negative responses.

In order to develop the expertise for dealing with elder abuse cases, obligations of the staff members as professionals and more supports to the community general support centers are required.

Key words : Elder abuse, community general support centers, municipalities, care managers, expertise

1. はじめに

2005年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以後、高齢者虐待防止法）が成立し、2006年4月より施行となった。また2006年の介護保険制度改正に伴い、高齢者虐待に対応する機関として地域包括支援センターが設置された。その委託元として市区町村が責任を負うことが示されている。つまり、高齢者虐待においては、地域包括支援センターと市区町村の対応が要となると考えられる。

しかし、今まで筆者が重ねてきた研究において、市区町村においては、虐待の発生に合わせて会議をするのではなく、虐待会議を定期的に開催しているところがあり、ケースに柔軟に対応できていない問題があった。また虐待ケースの見守りに関して、市がイニシアティブをとらないために責任の所在が不明確になり、見守りケースに手が回っていない問題もあった¹⁾。

また地域包括支援センターにおいては、虐待の発見の難しさがあげられるとともに、地域のケアマネジャー（介護支援専門員）への後方支援に苦慮している実態も明らかになった²⁾。

責任主体である市区町村が地域包括支援センターに支援することが求められているように、地域包括支援センターもケアマネジャーを後方支援することが求められているのである。しかし、それぞれの実態については課題があることが明らかになった。

本論文では、その問題を違った視点から考えてみたい。市区町村担当者の専門性について地域包括支援センターやケアマネジャーからどのように評価されているのか、また地域包括支援センターの専門性についてケアマネジャーからどのように評価されているのかなど、当事者の調査等では見えないところを明らかにしたい。そのため、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所のケアマネジャーに調査を行い、課題を論じていきたい。

2. 高齢者虐待における市と地域包括支援センターの問題

最初に、地域包括支援センターの委託元の市区町村について考えてみたい。2006年の「地域包括支援センター設置運営について」の通知では、委託元の市区町村の役割としては、以下のように書かれている。

「市町村は、その設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならない。センターに対する具体的な市町村の関与のあり方については、地域の実情を踏まえて市町村において判断されることとなる。例えば、センターの体制整備、センターの設置・変更・廃止やセンター業務の法人への委託の可否及び方針の決定、毎年度の事業計画や収支予算、収支決算などセンター設置の責任主体として確実に行われなければならない。」

このように、設置当初から市区町村が地域包括支援センターの運営に責任を持つことが明確にされていた。また、高齢者虐待防止法では、高齢者虐待に関する市区町村の責務としては、以下のことがあげられている。

①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）、②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者に対応について協議（第9条第1項）、③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）、④立入調査の実施（第11条）、⑤立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）、⑥老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第13条）、⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条）、⑧専門的に従事する職員の確保（第15条）、⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）、⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）

しかし、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（2009）においては、地域包括支援センターの業務の実態については、責任主体の市区町村が

地域包括支援センターに丸投げ委託をしているなどの問題を抱えていることが指摘されていた。また、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会(2008)からも、高齢者虐待の防止や街づくりに向けて活発な活動を展開する自治体と制度の円滑な運用をなかなか果たせないでいる自治体の格差が広がり、地域包括支援センターの設置運営に大きな違いとして表れていることが指摘されていた。日本社会福祉士会(2011)も、市区町村の虐待対応の体制整備状況や対応内容に格差があり、必ずしも確立したものになっていない状況を指摘している。

こうした状況の中、2016年には「地域包括支援センターの設置運営について」の改正が行われ、以下の内容が付け加えられた。

「特に、市町村からの委託を受けて運営されるセンターについては、多様な運営主体が委託先となり得ることからセンターの業務内容や運営方針が明確に示されない場合、効果的な運営が実現できない。このため、センター業務(第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務)を委託する場合は、市町村がセンターの運営方針を示すこととされている(法第115条の47第1項)。運営方針の策定にあたっては、センターの担当区域の状況や、それぞれのセンターに求められる役割と十分に踏まえた具体的な運営方針、活動目標、業務内容等を設定することとし、市町村とセンターがそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制整備を図っていく。」

また、2019年4月には、「平成29年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)」が出された。そこでは、①高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施、②セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や財産上の不当取引による高齢者の被害への対応、③高齢者権利擁護等推進事業の活用が提示された。①高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施、の中で市町村の体制について触れられており、「専門人材等の十分な人人体制の確保」が必要だと

示されている。

「市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備については、市町村間でバラツキがあるため、高齢者虐待を担当する市町村職員等の対応力を強化しつつ、全体として底上げを図っていくことが重要です。具体的には、都道府県が市町村職員等を対象に、法制度の理解や成年後見制度の利用促進だけでなく、困難事例への対応策や管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等の研修を実施することによって先進的事例の横展開を促し、市町村職員等の対応力の強化を図ることが考えられますので、積極的な取組をお願いします。」

市区町村が職員の対応力を強化しつつ、第一義的な責任をもち、地域包括支援センター等、関係機関との連携のもと、対応することが明確になっている。このように、高齢者虐待における市区町村職員の専門性を高めることは必要である。

次に、地域包括支援センターのケアマネジャーへの後方支援について考えてみたい。地域包括支援センターの機能の中には、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業がある。③の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、地域のケアマネジャーの後方支援がある。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである(法第115条の45第2項第3号)。

業務の内容としては、後述する‘地域ケア会議’等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相

談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。」

2017年度高齢者虐待の相談通報件数は、30,040件であり、そのうちの虐待判断事例は17,078件であった。「身体的虐待」が66.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が39.1%、「介護等放棄」が20.3%、「経済的虐待」が18.3%、「性的虐待」が0.4%であった。2017年度の高齢者虐待の相談・通報者の合計32,573人に対して、割合は、「介護支援専門員」が28.1%と最も多く、次いで「警察」が23.0%、「家族・親族」が9.1%、「被虐待高齢者本人」が7.3%であった。また、虐待を受けていた中で、介護サービスを受けている9,522人の発見内訳は、「介護支援専門員」が58.3%と最も高く、次いで「介護保険事業所職員」12.4%、「家族・親族」6.2%であった。

上記のデータを踏まえると、ケアマネジャーは、高齢者の虐待発見に関しては、福祉サービスを受けている場合であると約6割、全体だと約3割となる。ケアマネジャーが高齢者虐待の発見に大きな役割を持っており、地域包括支援センターの後方支援の役割は大きいと考えられる。

福富（2007）は、地域包括支援センターの業務の中で、介護支援専門員の後方支援を行う業務が進んでいないことを指摘し、その理由として、以下の4点をあげている。①介護予防プランに追われてケアマネ支援にまで手が回らない。②予防プランを委託していることで、主任介護支援専門員は予防プランをチェックする役割を担う必要がある。そのため、主任介護支援専門員は居宅介護支援事業所の介護支援専門員から「予防プランのチェックをする人」「指導する人」と認識されてしまい、相談を持ちかける相手とは認識されにくい面がある。③主任介護支援専門員は、以前は居宅介護支援事業所の介護支援専門員をしており、支援する相手である介護支援専門員と同じ立場だった。そのため、どうしても「以前は同じ立場だったのに・・・」という遠慮が生じやすい。④居宅介護支援専門員の介護支援専門員は、主任介護支援専門員に対して「本当に『主任』としての力量、すなわちスーパーバイザーとしての力量がある人が、そのポストに座っているのか？」という違和

感があるとしている。

地域包括支援センターが地域のケアマネジャーの後方支援を行うことが大切ではあるが、ケアマネジャーとほぼ立場が変わらないために支援がスムーズにいかない状況があるといえる。

上記のことを踏まえて考えると、高齢者虐待の発見や支援のためには、市区町村の虐待対応の担当者や地域包括支援センターの専門性を高めることが不可欠である。その専門性は他の機関からどのように評価されているのだろうか。地域包括支援センターと居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの調査を行い、市区町村の虐待対応の担当者や地域包括支援センターの専門性の実態を明らかにし、課題を論じていきたい。

3. 地域包括支援センターとケアマネジャーへの実態調査

1) 調査概要

2017年3月に京都府内の全地域包括支援センターに郵送により質問紙調査を行った。虐待に対応されている社会福祉士または主任介護支援専門員の方に回答を依頼した。質問項目は、地域包括支援センターの職員体制や概要、高齢者虐待における市との関係性、高齢者虐待における担当地域のケアマネジャーとの関係性、地域ケア会議から構成した。対象127か所、回答数56、回収率は44.0%であった。

また、2019年2月、3月に京都市内の全居宅介護支援事業所に郵送により質問紙調査を行った。各施設から1名のケアマネジャーに代表で回答を依頼した。質問項目は、高齢者虐待の通報、高齢者虐待の予兆や発見、地域包括支援センターや市との関係性から構成した。対象は439か所、回答数254、回収率は57.9%であった。当該質問に欠損値がある場合は除外し、222名（調査対象者の50.5%、回答者の87.4%）を分析対象とした。

倫理的配慮として、調査対象施設については、場所や個人が特定されないようにすること、学術的な目的以外に公表しないことを記載し、実施した。

2) 調査結果

① 2017年3月の地域包括支援センターの調査

「市の虐待担当者の専門性（虐待問題の知識、対応等）」について聞いた質問では（表1）、「専門性を発揮していると思う」が33.9%であったのに対し、「専門性が十分でないと感じるときもある」が57.1%、「専門性がない」が7.1%となった。

市の虐待担当者の専門性に満足している地域包括支援センターは約3割であったが、その回答者に理由を聞いた質問では（表2）、「虐待の連絡をした際に迅速に動いてくれる」が73.7%、「市が虐待対応の第一義的な責任を担ってくれる」が68.4%、「虐待の判断の根拠が信頼できる」が63.2%、「同じ目線で話し合える」が57.9%、「利用者や家族への対応が適切である」が42.1%となった。やはり、「虐待の連絡をした際に迅速に動いてくれる」、「市が虐待対応の第一義的な責任を担ってくれる」など、市町村が高齢者虐待の責任を持ち迅速に対応することが評価されているようである。

また、「専門性が十分でないと感じるときもある」が57.1%、「専門性がない」が7.1%の回答を合わせると、市の担当者の専門性に満足していない地域包括支援センターは6割以上であった。その

回答者に理由を聞いた質問では（表3）、「地域包括支援センターに丸投げするようなどきがある」が66.7%、「虐待の連絡をした際に迅速に動いてくれない」が52.8%、「虐待の判断を感覚で決めているときがある」が30.6%、「利用者や家族への対応に疑問を感じるときがある」が25.0%となった。市の担当者に専門性が十分でない判断する根拠として、市が虐待の第一義的な責任を担ってくれず、地域包括支援センターに丸投げすること、また迅速に動いてくれないことなどが上がっている。

自由記述でも、「業務を委託しているのに加えて責任も委託してくる」「全ての判断をまず包括に委ねるが、決めたことを時々ひっくり返される」など市の担当者が第一義的な責任を担ってくれない不満が見られた。その他、「担当者が事務職で行政担当課内での人材育成やサポート不足がみられる」「担当者が2年ごとに移動となるため、スキルのばらつきが見られる」「担当者はいいが最終責任者である課長級の職員に知識がない」など担当者が変わっていくこと、福祉への理解がないことなどの課題もあげられた。

表1 市の虐待担当者の専門性（虐待問題の知識、対応等）について（n=56）

| | | |
|------------------------|----|-------|
| 1. 専門性を発揮していると思う | 19 | 33.9% |
| 2. 専門性が十分ではないと感じるときもある | 32 | 57.1% |
| 3. 専門性がない | 4 | 7.1% |
| 4. 無回答 | 1 | 1.8% |

表2 市の虐待担当者が専門性を発揮していると思う理由（複数回答可）（n=19）

| | | |
|--------------------------|----|-------|
| 1. 虐待の連絡をした際に迅速に動いてくれる | 14 | 73.7% |
| 2. 虐待判断の根拠が信頼できる | 12 | 63.2% |
| 3. 市が虐待対応の第一義的な責任を担ってくれる | 13 | 68.4% |
| 4. 同じ目線で話し合える | 11 | 57.9% |
| 5. 利用者や家族への対応が適切である | 8 | 42.1% |

表3 市の虐待担当者の専門性が十分ではないと感じるときがある、または、専門性がないと思う理由（複数回答可）（n=36）

| | | |
|--------------------------------|----|-------|
| 1. 虐待の連絡をした際に迅速に動いてくれない | 19 | 52.8% |
| 2. 虐待の判断を感覚で決めているときがある | 11 | 30.6% |
| 3. 地域包括支援センターに対応を丸投げするようなどきがある | 24 | 66.7% |
| 4. 利用者や家族への対応に疑問を感じるときがある | 9 | 25.0% |
| 5. その他 | 7 | 19.4% |

② 2019年2月、3月のケアマネジャーの調査

「虐待のケースへの対応」についての質問では(表4)、「地域包括支援センターや市と一緒に対応したい」が86.0%、「地域包括支援センターや市に全て任せたい」が8.1%、「できるところまでは自分で対応したい」が5.9%であった。8割以上のケアマネジャーが地域包括支援センターや市との協働を望んでいるといえる。

「担当地域の地域包括支援センターとの関係性」についての質問では(表5)、「ケースの相談などにも乗ってもらい頼りになる存在」が44.1%、「ケースの必要な連絡を行っている存在」が51.8%、「ほとんど関わらない存在」が4.1%であった。

「担当地域の地域包括支援センターの主任介護支援専門員についての専門性」についての質問では(表6)、「専門性を発揮していると思う」が37.8%、「専門性が十分ではないと感じるときもある」が44.6%、「専門性がない」が5.4%、「ほとんど関わったことがないのでわからない」が12.2%であった。

37.8%のケアマネジャーが「専門性を発揮していると思う」と回答したが、その理由としては(表7)、「ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれる」が76.2%、「ケースの対応の仕方が信頼できる」が57.1%、「同じ目線で話し合える」が48.8%、「利用者や家族への対応が適切である」が25.0%、「困難ケースの対応の責任を担ってくれる」が23.8%であった。

自由記述においては「何でも迷ったときは相談して下さいねと言って下さるので小さなことも相談できています」「気軽に相談できる頼りになる存在です。いろいろなアドバイスの中でケアマネジャーとして発揮できることも教わりました」という意見が見られた。

「専門性が十分ではないと感じるときもある」が44.6%と「専門性がない」が5.4%を合わせて、50.0%のケアマネジャーが担当地域包括支援センターの主任介護支援専門員の専門性に懐疑的であったが、その理由としては(表8)、「ケアマネジャーに対応を丸投げするようときがある」が55.9%、「ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれない」が49.5%、「同じ目線で話し合えない」が

36.9%、「利用者や家族への対応に疑問を感じるときがある」が35.1%、「ケースの動き方を感覚で決めているときがある」が31.5%であった。

自由記述においては「相談しても具体的なサポートはない。傾聴で終わる」「基本的に丸投げが多い」「支援困難ケースで連絡すると、明らかに嫌がったり迷惑そうにしたりしていると感じ、頼んでも当てにできない」という意見も見られた。

「市の虐待対応担当者についての専門性」についての質問では(表9)、「専門性を発揮していると思う」が25.7%、「専門性が十分ではないと感じるときもある」が33.8%、「専門性がない」が7.7%、「ほとんど関わったことがないのでわからない」が32.9%であった。

約3割のケアマネジャーが市の虐待対応の担当者とはほとんど関わらないと回答していた。自由記述においては、「虐待ケースを地域包括支援センターに報告した後は、包括の担当者が中心となり、市の担当者を支援していくため、直接的にケアマネジャーが市の担当者とやりとりすることがほとんどない」「虐待ケースとしてあがると、ケアマネジャーから離れ、会議等の参加ができないことも多い。結果だけ聞かされても思ったケースもありました」「第三者より虐待の疑いの通報が市か包括に相談が寄せられたことがあった。包括から主介護者の状況の問い合わせがあり、答えた。その内容を包括が市へ報告し、協議していく形になったが、担当ケアマネは参加できないことに違和感を覚えた」など、実際のキーパーソンであるケアマネジャーが虐待対応の会議に参加できない、虐待判定後の結果もわからないという状況もでているようである。また、「担当地域の地域包括支援センターは身近に感じるが、市とは余程のことがないと関係性が築けない」「市の虐待対応窓口があることすら知りませんでした」という意見もあった。ケアマネジャーにとって市の虐待対応の担当者は遠い存在になってしまっている。

また、25.7%のケアマネジャーが「専門性を発揮していると思う」と回答したが、その理由としては(表10)、「ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれる」が71.9%、「ケースの対応の仕方が信頼できる」が43.9%、「ケースの対応の責任を担って

表4 虐待ケースへの対応について (n = 222)

| | | |
|--------------------------|-----|-------|
| 1. 地域包括支援センターや市と一緒に対応したい | 191 | 86.0% |
| 2. 地域包括支援センターや市に全て任せたい | 18 | 8.1% |
| 3. できるところまでは自分で対応したい | 13 | 5.9% |

表5 担当地域の地域包括支援センターとの関係性について (n = 222)

| | | |
|----------------------------|-----|-------|
| 1. ケースの相談などにも乗ってもらい頼りになる存在 | 98 | 44.1% |
| 2. ケースの必要な連絡を行っている存在 | 115 | 51.8% |
| 3. ほとんど関わりが無い存在 | 9 | 4.1% |

表6 担当地域の地域包括支援センターの主任介護支援専門員の専門性 (n = 222)

| | | |
|-------------------------|----|-------|
| 1. 専門性を発揮していると思う | 84 | 37.8% |
| 2. 専門性が十分ではないと感じるときもある | 99 | 44.6% |
| 3. 専門性がない | 12 | 5.4% |
| 4. ほとんど関わったことがないのでわからない | 27 | 12.2% |

表7 主任介護支援専門員が専門性を発揮していると思う理由 (複数回答可)。(n = 84)

| | | |
|---------------------------|----|-------|
| 1. ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれる | 64 | 76.2% |
| 2. ケースの対応の仕方が信頼できる | 48 | 57.1% |
| 3. 虐待など困難ケースの対応の責任を担ってくれる | 20 | 23.8% |
| 4. 同じ目線で話し合える | 41 | 48.8% |
| 5. 利用者や家族への対応が適切である | 21 | 25.0% |

表8 主任介護支援専門員の専門性に対して懐疑的な理由 (複数回答可) (n = 111)

| | | |
|-----------------------------|----|-------|
| 1. ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれない | 55 | 49.5% |
| 2. ケースの動き方を感覚で決めているときがある | 35 | 31.5% |
| 3. ケアマネジャーに対応を丸投げするようなどきがある | 62 | 55.9% |
| 4. 同じ目線で話し合えない | 41 | 36.9% |
| 5. 利用者や家族への対応に疑問を感じる時がある | 39 | 35.1% |

表9 市の虐待対応の担当者の専門性 (n = 222)

| | | |
|-------------------------|----|-------|
| 1. 専門性を発揮していると思う | 57 | 25.7% |
| 2. 専門性が十分ではないと感じるときもある | 75 | 33.8% |
| 3. 専門性がない | 17 | 7.7% |
| 4. ほとんど関わったことがないのでわからない | 73 | 32.9% |

表10 市の虐待対応の担当者が専門性を発揮していると思う理由 (複数回答可) (n = 57)

| | | |
|-------------------------|----|-------|
| 1. ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれる | 41 | 71.9% |
| 2. ケースの対応の仕方が信頼できる | 25 | 43.9% |
| 3. ケースの対応の責任を担ってくれる | 22 | 38.6% |
| 4. 同じ目線で話し合える | 9 | 15.8% |
| 5. 利用者や家族への対応が適切である | 10 | 17.5% |

表11 市の虐待対応の担当者の専門性に対して懐疑的な理由 (複数回答可) (n = 92)

| | | |
|-----------------------------|----|-------|
| 1. ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれない | 37 | 40.2% |
| 2. ケースの動き方を感覚で決めているときがある | 21 | 22.8% |
| 3. ケアマネジャーに対応を丸投げするようなどきがある | 47 | 51.1% |
| 4. 同じ目線で話し合えない | 39 | 42.4% |
| 5. 利用者や家族への対応に疑問を感じる時がある | 31 | 33.7% |

くれる」が38.6%であった。

自由記述においては、「区役所、包括ともに連携しやすく、他区で仕事をするのが不安になります」「かかわった担当者によって対応も異なる。一緒になって熱心に動いていただいている方が部署の異動や転勤をされるととても不安になる」と、専門性はあると感じているものの、それが部署異動によって担当者が変わる不安も同時にみられた。

「専門性が十分ではないと感じるときもある」が33.8%と「専門性がない」が7.7%を合わせて、41.5%のケアマネジャーが市の虐待対応の担当者の専門性に懐疑的であったが、その理由としては(表11)、「ケアマネジャーに対応を丸投げするようなきがある」が51.1%、「同じ目線で話し合えない」が42.4%、「ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれない」が40.2%、「利用者や家族への対応に疑問を感じる時がある」が33.7%、「ケースの動き方を感覚で決めている時がある」が22.8%であった。

自由記述においては、「市の担当職員には対人援助業務を学ぶ必要性を感じる時がある」「数年で担当者が交代されるのがどうにかならないだろうかを感じる。専門家をおく必要性、地域の資源とのネットワークづくりなど、毎回始めからになっている」「市は話だけ。包括は市とケアマネジャーの板挟み。結局、ケアマネジャーが対応するが、市の横やりが入る。市に相談すると動きにくくなる。市は解決しようとする気がみえない」などの意見が見られた。

3) 考察

調査結果からは以下のことがいえる。

- ① 地域包括支援センターにおいて、市の虐待担当者が専門性を発揮していると回答したのは約3割であり、専門性について懐疑的な回答をしたのは6割以上であった。
- ② ケアマネジャーにおいて、市の虐待担当者が専門性を発揮していると回答したのは3割未満であり、専門性について懐疑的な回答をしたのは約4割、ほとんど関わったことがないからわからないと回答したのは約3割であった。
- ③ ケアマネジャーにおいて、担当地域の地域包

括支援センターの主任介護支援専門員が専門性を発揮していると回答したのは約4割、専門性について懐疑的であると回答したのは5割であった。

4. 今後の課題

調査結果では、地域包括支援センターもケアマネジャーも、市区町村の虐待対応の担当者の専門性については、専門性があるという回答より懐疑的であるという回答が上回った。自由記述において、「担当者が事務職で行政担当課内での人材育成やサポート不足がみられる」「担当者が2年ごとに移動となるため、スキルのばらつきが見られる」「数年で担当者が交代されるのがどうにかならないだろうかを感じる。専門家をおく必要性、地域の資源とのネットワークづくりなど、毎回始めからになっている」など、担当者が福祉の専門知識がないこと、またせっかく理解しても数年単位で移動になってしまうことが大きいのではないかと考えられる。

2回の調査において、京都府内地域包括支援センターへの調査が2017年3月、京都市内居宅介護支援事業所への調査が2019年2月、3月となっており、時期にズレがある。また対象が地域包括支援センターは京都府内、居宅介護支援事業所は京都市内という差異がある。上記のような限界と課題はあるが、2回の調査で見えてきたものをまとめていきたい。

2019年4月には、「平成29年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)」が出され、市町村職員等の対応力を強化しつつ、全体として底上げを図ることが重要とされた。今後は、それらが各市町村で徹底されるように、法律のレベルでの改正で義務化することを考えなければならない。法律の一文に「市区町村の虐待対応の担当者に福祉の知識がある者をおくこと」という文言を加える必要がある。

虐待対応の第一の責務をもつ市区町村の虐待対応の担当者に福祉の知識がなければ、対応は適切

ではなくなってしまう。担当者に福祉の知識のある者を配置すること、市区町村レベルで積極的な研修を行うことなどが必要である。

調査結果では、ケアマネジャーの約3割が市の虐待対応の担当者とはほとんど関わったことがないと回答していた。自由記述においても、「虐待ケースとしてあがると、ケアマネジャーから離れ、会議等の参加ができないことも多い。結果だけ聞かされてもと思ったケースもありました」「第三者より虐待の疑いの通報が市か包括に相談が寄せられたことがあった。包括から主介護者の状況の問い合わせがあり、答えた。その内容を包括が市へ報告し、協議していく形になったが、担当ケアマネは参加できないことに違和感を覚えた」など、実際のキーパーソンであるケアマネジャーが虐待対応の会議に参加できない状況に違和感を覚えるケアマネジャーもいるようである。ケースのキーパーソンであるケアマネジャーを会議に参加できるようにするなどの工夫も必要ではないだろうか。

また、調査結果では、約4割のケアマネジャーは担当地域の地域包括支援センターを「頼りになる存在」と回答し、また約5割が「ケースの必要な連絡を行っている存在」と回答していた。ケアマネジャーと地域包括支援センターの連携はとれている状態であるといえる。

しかし、約5割のケアマネジャーが担当地域の地域包括支援センターの主任介護支援専門員の専門性について懐疑的であった。地域のケアマネジャーに対する後方支援がスムーズにいかない状況につながりかねないとする。専門性を評価している回答においては、76.2%が「ケースの連絡をした際に迅速に動いてくれる」をあげていた。相談があった際には、まずは迅速に対応することが必要である。また、自由記述において「何でも迷っ

たときは相談して下さいね」と言って下さるので小さなことも相談できています」「気軽に相談できる頼りになる存在です。いろいろなアドバイスの中でケアマネジャーとして発揮できることも教わりました」などとあったように、地域包括支援センターから日頃の声かけをすることで気軽に相談される窓口になることが必要だと考える。その他、市区町村においても、地域包括支援センター職員の専門性の向上のために、積極的な研修の機会を提供することが求められる。

高齢者虐待の対応への体制を整えるためには、地域包括支援センターによるケアマネジャーへの後方支援の充実、市区町村による地域包括支援センターの強化、市区町村職員の専門性の底上げが重要であると考えられる。

注

- 1) 春名苗・寺本珠真美 (2016) 「高齢者虐待対応に影響を与える地域包括支援センターと市区町村の関係性」『花園大学社会福祉学部研究紀要』第24号。
- 2) 春名苗・寺本珠真美 (2017) 「地域包括支援センターの高齢者虐待発見と対応—介護支援専門員との関係からみた課題—」『花園大学社会福祉学部研究紀要』第25号

文献

- ・厚生労働省、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 (2009.2)。
- ・全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 (2008) 「強化された責任にふさわしい取り組みを」『月刊ケアマネジメント』1月号、28頁。
- ・日本社会福祉士会 (2011) 『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規
- ・福富昌城 (2007) 「地域包括ケアと主任介護支援専門員の課題」『介護支援専門員』13-16頁。

